

様式第 1 号（第 5 条関係）

熊本市市民公益活動支援基金 登録申請書

（あて先）熊本市長

年 月 日

団体名			
主たる事務所 (本拠)の所在地	〒 ー 熊本市 区 (※ 団体の本拠地が代表者の自宅の場合は、当該自宅の住所で結構ですが、本市から通知等を送付する際はこちらの住所宛に送付しますので、団体名宛で郵便物が届かない場合は、「～様方」と記入していただくようお願いいたします。)		
代表者氏名	印		
担当者 (※)	氏 名	(ふりがな)	
	連絡先	電話 ー FAX	携帯 ー ー E-MAIL

(※ 当基金の状況や助成事業募集などを定期的にお知らせしますので、E-mail アドレス及び FAX 番号はできる限り記入していただくようお願いいたします。)

熊本市市民公益活動支援基金の助成対象団体として登録したいので、次の書類を添えて申請します。なお、当団体は、熊本市市民公益活動支援基金実施要綱第 4 条に規定する登録要件（裏面に掲載）に該当しています。

また、疑義が生じたとき、助成を受けようとするときは、第 4 条に規定する登録要件について調査されることを承諾いたします。

添 付 書 類 添付しているものにチェック（レ）を入れてください。

チェック	必要提出書類
	(1) 団体概要書（様式第 2 号）
	(2) 登録申請時における直近の事業報告書
	(3) 登録申請時における直近の収支決算書
	(4) 会則、規約及び定款等
	(5) 当該事業年度の役員等名簿及び照会承諾書（様式第 3 号）
	(6) 申請時における構成員の名簿（氏名、住所が記載されているもの）

※ 登録団体として承認された場合、登録期間内は「(1) 団体概要書」★の部分の内容を一般に公開することとする。

(様式第 1 号の裏面)

熊本市市民公益活動支援基金実施要綱（抜粋）

第 4 条 熊本市市民公益活動支援基金に基づく助成を受けることができる団体は、基金条例第 1 条に定める地域コミュニティ活動等を行うことを主たる目的とする団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、法人にあっては、特定非営利活動法人に限るものとする。

(1) 団体が次のいずれかに該当するものであること。

ア ボランティア団体

イ 地域団体

ウ ア及びイに掲げるもののほか、地域コミュニティ活動等を行う団体

(2) 主たる事務所又は本拠が市内にあること。

(3) 地域コミュニティ活動等を行う区域が主に市内にあること。

(4) 構成員が 5 人以上であること。

(5) 団体及びその構成員が次のいずれにも該当しないものであること。

ア 熊本市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 94 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げるもの

イ 暴力団員及び暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない暴力団員等

ウ 暴力団等又は暴力団等関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの。

(6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条又は第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと。

(7) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的とする団体でないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと判断した団体でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、熊本市市民公益活動支援基金運営委員会（以下「委員会」という。）に諮り、特別の定めをすることができる。

※ 「市民公益活動」とは、公共の利益や社会貢献を目的として自主的に活動する市民活動を言います。（営利、宗教、政治活動は含まれません。）

※ 「地域コミュニティ活動等」とは、身近な地域の課題を解決したり、社会を多様に支え合う自主的、自立的な地域のコミュニティ活動や、公共の利益や社会貢献を目的として自主的に活動する市民活動を言います。（営利、宗教、政治活動は含まれません。）

様式第 2 号（第 5 条関係）

団 体 概 要 書

			記入日	年 月 日
団体名（★）	（ふりがな）			
団体の電話番号（★）⇒ 公開可能な団体のみ記入してください			—	
主たる事務所 （本拠）の所在 区（★）	区	活動に参加して いる人の数	人	
設立年月 ★	年 月	活動開始年月	年 月	
ホームページの 有無	あり ⇒ （URL ） なし			
主な活動地域★				
団体の設立目的 ※ 200 文字以 内 ★				
これまでの主な 活動実績 ※200 文字以内				
活動分野 ★	下表「活動分野リスト」の該当する番号すべてに○をお付けください。 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 2 環境の保全を図る活動 3 生涯学習・子どもの健全育成を図る活動 4 文化、芸術、スポーツ、国際協力の振興を図る活動 5 まちづくりや地域安全の推進を図る活動 6 上記 1 から 5 までに含まれない活動			
市民に対する自 己 P R（活動内 容やアピールポ イント）（★） ※200 文字以内	<団体の活動内容やアピールポイントなど、市民に向けて P R メッセージをお書きください。>			

★の内容は市民の皆さんに知っていただくために「くまもと・わくわく基金ホームページ」の「登録している団体」に掲載し公表します。

登録申請時における直近の事業報告書

※ 必要な内容が網羅されていれば、別様式で提出されても結構です。

[illegible]

登録申請時における直近の収支決算書

年 月から 年 月までの収支

※ 必要な内容が網羅されていれば、別様式で提出されても結構です。

項 目		金 額(円)	内 訳
収 入	事業収入		
	寄附金・協賛金		
	補助金・助成金		
	会費		
	その他雑収入等		
	合 計		
支 出			
	合 計		

様式第 3 号（第 5 条及び第 1 5 条関係）

役員等名簿及び照会承諾書

住所

商号又は名称

代表者

印

下記の役員等名簿に相違ないことを誓約するとともに、この名簿に記載した者について、熊本市の事務および事業から暴力団を排除する措置を講ずるための相互連携に関する協定書（平成 2 4 年 3 月 1 6 日締結。以下「協定書」という。）第 3 条に定める者に該当するか否かに関し熊本県警察本部に照会することを承諾します。

役職	フリガナ 氏 名	住所	生年月日	性別

※ 記載する前に、裏面の注意事項をお読みください。

(様式第3号の裏面)

【注意事項】

- 1 氏名、住所等、この書面に記載された全ての個人情報、熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号）の規定に基づいて取り扱うものとし、熊本市市民公益活動支援基金実施要綱（平成24年3月30日制定）及び熊本市市民公益活動支援基金実施要綱の規定に係る暴力団排除措置の実施に関する取扱要領（平成24年6月29日制定）に基づいて実施する暴力団等排除のための措置以外の目的には使用しません。熊本市がこれらの情報をもとに熊本県警察本部（以下「警察本部」といいます。）から取得した個人情報についても同様です。
なお、警察本部は熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第56号）の実施機関と定められています。
- 2 この書面には、次に該当する者を記載してください。なお、氏名は、正確な字体で記載してください。
 - (1) 特定非営利活動法人については、理事及び監事
 - (2) 法人格を有しない団体については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者
- 3 この書面の記載に当たっては、対象者全ての同意を得てください。

〔参考〕

熊本市の事務および事業から暴力団を排除する措置を講ずるための相互連携に関する協定書第3条
抜粋

(排除措置の対象者)

第3条 暴力団排除措置の対象者となる者(以下「排除対象者」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 条例第2条第1号に規定する暴力団
- (2) 条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (3) 条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
- (4) 暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない暴力団員等
- (5) 暴力団等又は暴力団等関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

様式第4号（第7条関係）

発第 号
年 月 日

様

熊本市長 印

熊本市市民公益活動支援基金登録団体決定通知書

 年 月 日付けで申請のありました熊本市市民公益活動支援基金団体登録につい
ては、熊本市市民公益活動支援基金実施要綱第6条の規定により、助成対象団体の登録を行うこ
とに決定しましたので、同要綱第7条の規定により通知します。

発第 号
年 月 日

様

熊本市長 印

熊本市市民公益活動支援基金登録団体不決定通知書

年 月 日付けで申請のありました熊本市市民公益活動支援基金団体登録について、下記の理由のより助成対象団体の登録を行わないことに決定しましたので、熊本市市民公益活動支援基金実施要綱第7条の規定により通知します。

記

1 登録を行わない理由

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

（あて先）熊本市長

郵便番号
住 所

団 体 名			
代 表 者 職名	氏名	TEL	印
（担当者名			）

熊本市市民公益活動支援基金団体登録変更届

下記のとおり、登録した内容に変更が生じたので、熊本市市民公益活動支援基金実施要綱
第8条の規定により届け出ます。

記

1 変更事項

2 変更理由

様式第 7 号（第 9 条関係）

発第 号
年 月 日

様

熊本市長 印

熊本市市民公益活動支援基金団体登録取消通知書

 年 月 日付け 第 号で決定通知のありました団体登録を、下記の理
由により取り消したので、熊本市市民公益活動支援基金実施要綱第 9 条 2 項により通知します。

記

1 登録取消の理由

様式第 8 号（第 1 5 条関係）

年 月 日

（あて先）熊本市長

郵便番号

住所

団体名

代表者 職名
（担当者名

氏名
TEL

印
)

熊本市市民公益活動支援助成金交付申請書

熊本市市民公益活動支援助成金の交付について、熊本市市民公益活動支援基金実施要綱第 1 5 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 助成の種類

- (1) **ステップアップ**助成
- (2) 団体応援助成
- (3) スタートアップ助成

2 助成事業名

3 助成金申請額

4 関係書類

- (1) 事業計画書（様式第 9 号）
- (2) 事業収支計画書（様式第 1 0 号）
- (3) 当該事業年度の役員等名簿及び照会承諾書（様式第 3 号）
- (4) その他

様式第9号（第15条関係）

事業計画書

	年度
事業名	
目的	
事業期間	年 月 ～ 年 月
具体的な 事業内容	
活動場所	
期待され る効果	

様式第10号（第15条関係）

事業収支計画書（ 年 月 ～ 年 月 ）

項 目		金 額 (円)	内 訳
収 入	自己資金		会費
			事業収益
			その他
	市民公益活動支援助成金		当該事業に対する助成希望額
	その他の補助金・助成金		
	寄附金・協賛金		
	その他		
	計		
支 出	助成対象経費	人件費	
		報償費	
		役務費	
		使用料・賃借料	
		事務費	
		旅費	
		委託費	
		その他	
		小計	
	助成対象外経費		
		小計	
	計		

指令（市協）第 号

年 月 日

様

熊本市長

印

熊本市市民公益活動支援助成金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった熊本市市民公益活動支援助成金については、
熊本市市民公益活動支援基金実施要綱第 16 条の規定により審査を行った結果、下記のとおり交
付することに決定しましたので、同要綱第 17 条第 3 項の規定により通知します。

記

1 助成の種類及び対象となる事業

2 助成対象事業費及び助成金額は次のとおりとする。

助成対象事業費総額	金	円
助成対象事業費	金	円
助成総額（予定）	金	円

3 助成金は、交付決定された金額を請求により交付する。請求の際には本書の写しを添付すること。

4 助成条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業内容の変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (2) 助成事業を中止し、又は廃止するときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (3) 助成事業が予定期間内に完了しないときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (4) 助成事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 助成金は、助成事業の目的以外に使用しないこと。
- (6) 助成事業が完了したときは、要綱に定める様式により熊本市市民公益活動支援助成金実績報告書（様式第15号）及び事業収支決算書（様式第16号）を作成し、2週間以内に市長あて提出すること。
- (7) 助成対象事業に係る決算額が助成対象事業費に満たないときは、その満たない額の割合に応じて助成金額を減ずること。
- (8) 助成対象事業に係る決算額からその事業に関する収入の決算額を控除した額が、助成額から(7)により減ずる額を差し引いた額に満たないときは、その満たない額を更に減ずること。
- (9) その他熊本市市民公益活動支援基金実施要綱の定めを遵守すること。

5 助成条件に違反したとき又は不正行為がなされたとき、その他市長が補助を不相当と認めたときは、助成を取り消し、又は助成決定額を減じ、既に交付されたものについては返還を命ずることがある。

6 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要事項について報告させることがある。

(注) 助成条件のうち(7)(8)により減ずる額の算式は次のとおりである。

$$(7) \text{により減ずる額} = \text{助成金額} \times \left[1 - \frac{\text{助成対象事業に係る決算額}}{\text{助成対象事業費}} \right]$$

(8)により減ずる額＝助成金額－(7)により減ずる額－(助成対象事業に係る決算額－助成対象事業に関する収入の決算額)

※助成対象事業が、助成対象外事業と一体的に経理され、その収入の別が明確に分かちがたい場合は、収入の決算額を助成対象事業に係る決算額と事業決算額の割合で割り落としたものをその事業に関する収入の決算額とみなす。

様式第12号（第17条関係）

発第 号
年 月 日

様

熊本市長 印

熊本市市民公益活動支援助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった熊本市市民公益活動支援助成金については、熊本市市民公益活動支援基金実施要綱第16条の規定により審査を行った結果、下記のとおり交付しないことに決定しましたので、同要綱第17条第4項の規定により通知します。

記

1 助成の種類及び対象となる事業

2 不交付決定の理由

年 月 日

（あて先）熊本市長

郵便番号

住所

団体名

代表者 職名
（担当者名

氏名

TEL

印

）

熊本市市民公益活動支援助成金交付変更等申請書

年 月 日付け指令（市協）第 号で交付決定の通知のありました事業
については、下記のとおり交付の変更をしたいので、熊本市市民公益活動支援基金実施要綱第1
8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 助成事業名
- 2 助成金の交付変更申請額
 - （1） 変更申請額
 - （2） 既交付決定額
 - （3） 変更増（減）額
- 3 変更理由及び変更内容（※ 他の添付書類で説明を補充してもよい。）
- 4 関係書類
 - （1） 事業計画書（様式第8号）
 - （2） 事業収支計画書（様式第9号）
 - （3） その他

様式第14号（第18条関係）

指令（市協）第 号

年 月 日

様

熊本市長

印

熊本市市民公益活動支援助成金交付変更等決定通知書

年 月 日付けで交付変更申請のあった熊本市市民公益活動支援助成金について、下記のとおり変更を承認することに決定したので、熊本市市民公益活動支援基金実施要綱第18条第2項の規定により通知します。

記

1 助成の種類及び対象となる事業

2 変更内容

3 助成対象事業費及び助成金額は次のとおり変更する。

助成対象事業費総額	金	円
助成対象事業費	金	円
助成総額（予定）	金	円

4 変更助成金は、交付変更決定された金額を請求により交付する。請求の際には本書の写しを添付すること。

5 助成条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業内容の変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (2) 助成事業を中止し、又は廃止するときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (3) 助成事業が予定期間内に完了しないときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (4) 助成事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 助成金は、助成事業の目的以外に使用しないこと。
- (6) 助成事業が完了したときは、要綱に定める様式により熊本市市民公益活動支援助成金実績報告書（様式第15号）及び事業収支決算書（様式第16号）を作成し、2週間以内に市長あて提出すること。
- (7) 助成対象事業に係る決算額が助成対象事業費に満たないときは、その満たない額の割合に応じて助成金額を減ずること。
- (8) 助成事業に係る決算額からその事業に関する収入の決算額を控除した額が、助成額から(7)により減ずる額を差し引いた額に満たないときは、その満たない額を更に減ずること。
- (9) その他熊本市市民公益活動支援基金実施要綱の定めを遵守すること。

6 助成条件に違反したとき又は不正行為がなされたとき、その他市長が補助を不適当と認めたときは、助成を取り消し、又は助成決定額を減じ、既に交付されたものについては返還を命ずることがある。

7 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要事項について報告させることがある。

(注) 助成条件のうち(7)(8)により減ずる額の算式は次のとおりである。

$$(7) \text{により減ずる額} = \text{助成金額} \times \left[1 - \frac{\text{助成対象事業に係る決算額}}{\text{助成対象事業費}} \right]$$

(8)により減ずる額＝助成金額－(7)により減ずる額－(助成対象事業に係る決算額－助成対象事業に関する収入の決算額)

助成対象事業が、助成対象外事業と一体的に経理され、その収入の別が明確に分かちがたい場合は、収入の決算額を助成対象事業に係る決算額と事業決算額の割合で割り落としたものをその事業に関する収入の決算額とみなす。

年 月 日

（あて先）熊本市長

郵便番号

住所

団体名

代表者 職名
（担当者名

氏名

TEL

印

）

熊本市市民公益活動支援助成金実績報告書

年 月 日付け指令（市協）第 号により、熊本市市民公益活動支援助成金の交付決定を受けました事業の実績について、熊本市市民公益活動支援基金実施要綱第20条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 助成事業名

2 助成事業の実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 助成事業の内容

4 事業の成果

5 助成事業の実施状況

(1) 事業収支決算書（様式第16号）

(2) 事業の経過又は成果を証する書類等

(3) その他参考となる資料

事業収支決算書

項 目		金 額 (円)	内 訳	
収 入	自己資金		会費	
			事業収益	
			その他	
	市民公益活動支援助成金		当該事業助成金交付決定額	
	その他の補助金・助成金			
	寄附金・協賛金			
	その他			
	計			
支 出	助成対象経費	人件費		
		報償費		
		役務費		
		使用料・賃借料		
		事務費		
		旅費		
		委託費		
		その他		
		小計		
	助成対象外経費			
		小計		
	計			

様式第17号（第21条関係）

指令（市協）第 号

年 月 日

様

熊本市長

印

熊本市市民公益活動支援助成金確定通知書

年 月 日付け指令（市協）第 号で交付決定しました熊本市市民公益活動支援助成金については、下記のとおりその額を確定したので、熊本市市民公益活動支援基金実施要綱第21条の規定により通知します。

記

1 助成事業名

2 助成確定金額

助成対象事業費総額	金	円
助成対象事業費	金	円
助成総額（決定）	金	円

3 助成条件

熊本市市民公益活動支援基金実施要綱の定めを遵守すること。

年 月 日

熊本市長様

申請者住所
名称
代表者

印

熊本市市民公益活動支援助成金概算交付申請書

年 月 日付け指令（市協）第 号で交付決定のあった熊本市市民公益活動支援助成金について、熊本市市民公益活動支援基金実施要綱第21条第4項の規定により、下記のとおり概算交付をお願いいたします。

記

- 1 概算交付申請額 円
- 2 概算交付申請理由

様式第19号 (第21条関係)

指令（市協）第 号
年 月 日

様

熊本市長

印

熊本市市民公益活動支援助成金概算交付通知書

年 月 日付け指令（市協）第 号で交付決定のあった熊本市市民公益活動支援基金について、下記のとおり概算交付することに決定したので、熊本市市民公益活動支援基金実施要綱第 21 条第 5 項の規定により通知します。

記

1 助成金概算交付額

四

様式第20号（第22条関係）

達（市協）発第 号

年 月 日

様

熊本市長

印

熊本市市民公益活動支援助成金交付取消決定通知書

年 月 日付け指令（市協）第 号で交付を決定した熊本市市民公益活動支援助成金について、下記のとおり交付決定を取り消すことに決定したので、熊本市市民公益活動支援基金実施要綱第22条第2項の規定により通知します。

記

1 助成事業名

2 取消しの理由

様式第21号（第23条関係）

指令（市協）第 号

年 月 日

様

熊本市長

印

熊本市市民公益活動支援助成金返還決定通知書

年 月 日付け指令（市協）第 号で交付を決定した熊本市市民公益活動
支援助成金について、下記のとおりその 全額 ・ 一部 を返還請求することに決定したので、
熊本市市民公益活動支援基金実施要綱第23条第2項の規定により通知します。

記

1 助成事業名

2 返還請求の理由

3 返還請求金額

（交付済みの助成金額 円）

4 返還方法

別添の納付書にて市内金融機関（郵便局を除く）でお支払い下さい。

5 返還期限

年 月 日まで